

# データの収集・利活用等に関する競争政策上の考え方について

---

令和2年12月21日

事務局

○ データの集積・利活用についての基本的な競争政策上の評価

データの集積・利活用は、それ自体としては、競争促進的な行為であり、競争政策上は望ましい行為である。

ただし、競争者を排除しようとする行為といった不当な行為や、合併等によりデータが特定の事業者に集積される一方で、それ以外の事業者にとっては入手が困難となる結果として、商品の市場における競争が制限されることとなったり、あるいは、競争の観点から不当な手段を用いてデータが利活用される結果、例えば、商品の市場などデータに関連する市場において競争が制限されることとなったりする場合には、独占禁止法による規制によって、競争を維持し、回復させる必要が生じることになる。（P2 1～2 2）

○ **特に複数の事業者による共同収集について**

コスト軽減，データ等の相互補完等を達成し，それにより安全性，利便性の向上等の新たな価値の創出を促進するものであり，一般的に，競争促進的な効果をもたらす場合が多い。

また，広い範囲でのデータの収集が可能となることにより，新たな商品の開発，商品の機能向上，改善，安全性の向上，標準化によるデータの相互運用性や統一性の向上を通じた技術の普及等に資することにより競争を促進することが期待される場合もある。

しかし，共同収集するデータにより競争関係にある他の参加者が今後販売する商品の内容，価格，数量を相互に把握することが可能となり，これにより競争者間における協調的行為の促進を生じさせる場合には，独占禁止法第3条の問題になり得ると考えられる。それ以外にも，各参加事業者が単独でも行い得るにもかかわらずデータを共同で収集して各自のデータ収集を制限する場合には，独占禁止法上の問題となり得る。（P39～40）

○ **特に収集されたデータへのアクセスに関する行為について**

一般論として，事業者が誰に商品を提供するか，どのような条件で商品を提供するかは，基本的に事業者の自由であり，独立した事業者がその供給先を選択することは，原則として独占禁止法上問題となるものではないが，例外的に問題となる場合がある。

複数の事業者による行為については，共同でのデータの収集に参加を認められない事業者の事業活動が困難となる場合や，収集したデータやデータプールにアクセスすることができないことにより事業活動が困難となる場合には，独占禁止法上の問題が生じることがあり得る。（P42～43）

○ データの共有についての独占禁止法上の考え方

一定のデータを共有しつつ、事業者が単独では達成することができない効率的な事業活動が実現することを通じて競争促進的な効果をもたらすことが期待される。

一方、データの共有に伴って市場の透明性が高まり、当事者が相互の行動を予測しやすくなることにより、通常、協調的な行動が助長されやすくなるという側面がある。

当事者間で協調的な行動を採ることができる条件について共通認識を持つようになる可能性がある。

当事者が互いに協調的な行動からの逸脱があったかどうかを監視することができるようになり、逸脱行動があった場合に、それに対する報復を適時に行うことが容易になる。

⇒ 一般的に、共有される情報の内容が、価格、数量、コストや需要等、競争上重要な情報であるほど、事業者が相互の行動を予測しやすくなり、また、態様として、情報交換・共有の頻度が高いほど、事業者間で相互の行動を予測しやすくなる。

⇒ 一般的に、市場の構造として、例えば、透明性が高い、集中度が高い、安定的である、対称性が高いといった要素を備える市場である場合には、情報交換・共有により、市場の透明性が高まり、協調的な行動が助長されるおそれも一層高まると考えられる。（P14～15）